

養老町第一回臨時会会議録

平成二十八年第一回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十八年五月十七日第一日）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 報告第二号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第五 報告第三号 専決処分の報告について（養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起）
- 日程第六 報告第四号 専決処分の報告について（養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起）
- 日程第七 承認第二号 専決処分の承認について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第八 承認第三号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第九 承認第四号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第十 承認第五号 専決処分の承認について（平成二十七年養老町一般会計補正予算（第七号））

- 日程第十一 承認第六号 専決処分の承認について（平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第四号））
- 日程第十二 議案第四十四号 平成二十八年養老町一般会計補正予算（第一号）
- 日程第十三 議案第四十五号 平成二十八年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 日程第十四 選任第二号 常任委員会委員の選任について
- 日程第十五 選任第三号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第十六 選任第四号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第十七 選任第五号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 日程第十八 選任第六号 養老鉄道存続特別委員会委員の選任について
- 日程第十九 同意第二号 監査委員の選任同意について
（追加日程）
- 日程第一 許可第二号 議長の辞職許可について
- 日程第二 選挙第二号 議長選挙について
- 日程第三 許可第三号 副議長の辞職許可について
- 日程第四 選挙第三号 副議長選挙について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 松永民夫
新議長 吉田太郎

○出席議員

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長 西 脇 和 信
議会議務局書記 國 枝 利 法

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) 養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

ここで、開議に先立ち、去る四月に発生いたしました熊本地震で亡くなりました方に対し、御冥福と哀悼の意をあらわすとともに、一日も早い復興を願い、黙祷をいたしますので、御賛同をお願いいたします。皆様の御起立をお願いいたします。

—— 黙 祷 ——

引き続き、町民憲章の朗唱を行いますので、御起立のままをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

ここで、町広報員に限り、今臨時会の議場内の写真撮影並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

ただいまから平成二十八年第一回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定により、三番 長澤龍夫君、四番 大橋三男君を指名します。

○議長(松永民夫君) 次に日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、五月十二日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等についてを審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 水谷久美子君。

○議会運営委員長(水谷久美子君) それでは、議長より御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

去る五月十二日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、平成二十八年第一回臨時会の日程等についてであります。

まず、会期については本日の一日とし、議事日程については、一、開会宣言に続いて、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の審議、六、議会構成の案件、この順序で議会運営を行うことに決定されました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分報告についてが三件、専決処分承認についてが五件、補正予算についてが二件、以上合計十件であります。審議方法につきましては、議事日程の日程第四、専決処分報告について(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)から日程第六、専決処分報告について(養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起)までの計三件は、地方自治法第八十条第二項の規定による議会への報告でありますので、一括上程し、報告のみを受けること。

次に、日程第七、専決処分承認について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）から日程第十三、平成二十八年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）までの計七件は、それぞれ逐条上程し、提案説明を受け、質疑、討論を行い、採決を行うこと。以上のように決定をいたしました。

また、議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、各特別委員会委員の選任三件、監査委員の選任同意、合計六件であります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日の一日にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の一日と決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十七年二月及び三月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されております。

また、農業委員会委員及び監査委員の諸氏から、それぞれ辞職

願が提出されました。

さらに、議会の閉会中に議会改革特別委員会委員、議会だより編集特別委員会委員及び養老鉄道存続特別委員会委員から辞任届が議長に提出されましたので、委員会条例第十二条第二項に基づき、その辞任を許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、第一回の養老町議会臨時会を開催しましたところ、各議員、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

冒頭に熊本地震で亡くなられた方への黙祷を行いましたけれども、本当に今回の地震、かつてないような地震でございまして、一カ月以上になるわけでございますけれども、まだ終息の域を脱していないということで、本当に一日も早い終息を願い、復興にかかられることを願うところでございます。こういった大規模地震が起きたときに、私も行政間で何ができるだろうかというような話し合いを先日、西南濃町村会で行ったわけでございますけれども、どの市町も人間的な余裕というのは余りないんだけれども、機能が麻痺している市町村に対して、何かの形、今の時代、遠隔地でもできる仕事があるんじゃないかなというようなことで、ちよつと勉強をしてみようじゃないかというような話もしているところでございます。これだけ各地域に甚大な災害が起きると、やはり行政というのはその中心となりますので、その機能が麻痺したときにお互いに助け合えるような、そういったものがあればというふうに考えると、ここでございます。一日も早い復興を願うところでございます。

本日は、四月から第一回の臨時会ではありますけれども、きょうは執行部のほうも新しく四人の課長が入れかわっております。生活環境の田中課長、それから企画政策の川地課長、そして農林振興課の伊藤課長、それから企業誘致・商工観光の大倉課長でございます。これから皆様方にしっかりと行政の報告をさせていただきます。燃えておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松永民夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第四、報告第二号 専決処分
分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）から日程第六、報告第四号 専決処分の報告について（養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起）までの計三議案を一括上程し議題とし、報告のみ受けまつ。

町長より報告を求めまつ。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第二号から報告第四号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

まず、報告第二号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明をさせていただきます。

この訴えにつきましては、町営住宅家賃を滞納している者の中で、住宅明け渡し請求書にて、家賃滞納の支払い及び住宅の明け渡しを催告した者のうち、納付誓約をしたが三回以上不履行の者及び町から催告したが催告に応じない者について、大垣簡易裁判所へ建物明け渡し請求事件として訴えを提起したものであります。専決第二号にて町営住宅の明け渡しを求める相手方は、別紙専決処分書のとおり、家賃滞納者二名、滞納総額九十一万六千三百円

となりまつ。

以上が報告第二号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

次に、報告第三号 専決処分の報告について（養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起）の説明をさせていただきます。

この訴えにつきましては、養老町住宅新築資金等貸付償還金未納者のうち、未納通知書に対する回答等がなかった借り受け人及び連帯保証人について、岐阜地方裁判所大垣支部へ貸付償還金の返還を求める訴えを提起したものでございます。

最後に、報告第四号 専決処分の報告について（養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する訴えの提起）についての説明をさせていただきます。

この訴えにつきましては、報告第三号と同様に、養老町住宅新築資金等貸付償還金未納者のうち、未納通知書に対する回答等がなかった者、または受け取りを拒否した借り受け人及び連帯保証人について、大垣簡易裁判所へ貸付償還金の返還を求める訴えを提起したものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせまつので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 住民人権課長 高木勉君。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、報告第三号 専決処分の報告について御説明いたします。

内容証明郵便によりまして、借り受け人、連帯保証人へ養老町住宅新築資金等貸付償還金未納通知書を送付し、回答等がなかつ

た者に対して、養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還を求める訴えを、町が委託した弁護士から、平成二十八年四月六日付で岐阜地方裁判所大垣支部に送達しております。

請求の内容につきましては、専決第八号にありますように、貸金返還等請求事件が一件、被告は借り受け人及び連帯保証人の二名となります。貸付償還金額の総額は、八百八十一万四千五百五円及び被告に対して本訴状送達の翌日から支払い済みまでの遅延損害金として年一〇・九五％の返還を求めるものであります。

次に、報告第四号 専決処分について御説明いたします。報告第三号と同様に、未納通知書を送付し、受け取り拒否、または回答等がなかった者に対して、平成二十八年四月六日付で養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還を求める訴えを岐阜地方裁判所大垣支部の指示によりまして、大垣簡易裁判所に送達しております。

請求の内容につきましては、専決第九号にありますように、保証債務履行請求事件が一件、貸金返還等請求事件が二件、被告は、借り受け人及び連帯保証人の四名となります。貸付償還金の総額は、三百六万四千百九十一円及び被告に対して本訴状送達の翌日から支払い済みまでの遅延損害金として年一〇・九五％の返還を求めるものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第百八十条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第七、承認第二号から日程第十三、議案第四十五号までの七議案は、逐条上程後、質疑、討論を行い、

採決を行います。

それでは日程第七、承認第二号 専決処分の承認について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第二号 専決処分の承認について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成二十八年三月三十一日に交付され、平成二十八年四月一日から施行されることに伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正し、平成二十八年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 補足説明、田中総務部長。

○総務部長兼総務課長（田中 信行君） それでは、私のほうから補

足説明をさせていただきます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、ことしの第一回定例会において議決をいただいたところでございますが、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成二十八年三月三十一日に公布され、平成二十八年四月一日から施行されることに伴い、本条例中、養老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に係る附則の一部を改正し、平成二十八年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

改正の内容につきましては、固定資産評価の審査請求の適用区分を明確に規定するものでございます。

なお、この条例につきましては、平成二十八年四月一日から施行いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第八、承認第三号 専決処分承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第三号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）

の説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成二十八年三月三十一日に公布され、平成二十八年四月一日から施行されることに伴い、養老町税条例等の一部を改正し、平成二十八年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきます、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 渡邊税務課長、補足答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） それでは、私どもより御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

別添資料でございますけれども、税条例の新旧対照表をお願いいたします。

表紙を一枚おめくりいただいて、次でございますが、まず養老町税条例の一部を改正する条例ということで、第一条関係でございます。

第十一条の二における改正でございますが、ここでは行政不服審査法が改正されたことによる規定の整備ということでございます。

それから中段でございますが、第四十二条の三でございます。固定資産税の非課税に関しまして、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、労働者健康福祉機構が労働者健康安全機構に統合されるということによる規定の整備ということでございます。

それから、二ページになります。二ページの下段、第四十二条の七でございますが、これにつきましても、先ほどのものと同様ということでございます。

それから三ページ、附則第七条の二でございますが、この第四

項につきましては、引用する条項にずれが生じることから、その整備を行うものというところでございます。

続いて、同条第五項、それから第六項、法附則第十五条第三十三項第一号のイ及びロでございませけれども、これにつきましては、電気自動車による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電施設、固定資産税課税標準の特例措置による太陽光発電、それから風力発電についてでございます。

それから、第七項から第九項、法附則第十五条第三十三項第二号のイからハでございませますが、これにおきましては、同特例措置による水力発電、地熱発電等につきまして、今回の改正により市町村の条例で定めるということでございませるので、所要の規定を追加するものでございます。この特例割合につきましては、国の基準と同じくそれぞれ三分の二及び二分の一ということでございます。

それから一番下のところ、第七条の三におきましては、地方税法施行令の改正により、省エネ住宅改修における固定資産税減額の申告に関しての規定の整備ということでございます。

それから、一枚おめくりいただきました下のページでございますが、養老町条例の一部を改正する条例の一部の改正、第二条関係ということでございます。

ここでは、附則の第五条でございませけれども、これにつきましては、一ページから二ページ、三ページ、四ページございませけれども、全て平成二十七年制改正中、町たばこ税に関する経過措置におきまして、それぞれの規定を明確化するための条例の整備ということでございます。

施行につきましては、平成二十八年四月一日から施行しているということでございます。

以上、私どもの補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第九、承認第四号 専決処分の承認

認について（養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第四号 専

決処分の承認について（養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成二十八年三月三十一日に公布され、平成二十八年四月一日から施行されるこ

とに伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成二十八年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 高木住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、第二条第二項では、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行「五十二万円」から「五十四万円」に、同条第三項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行「十七万円」から「十九万円」に引き上げるものであります。

第二十八条では、国民健康保険税の課税限度額の引き上げに伴い、基礎課税額から軽減対象額を減額して得た額を現行「五十二万円」から「五十四万円」に、後期高齢者支援金等課税額から軽減対象額を減額して得た額を現行「十七万円」から「十九万円」に改正するものであります。

同条第二号では、国民健康保険税の軽減措置について、五割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行「二十六万円」から「二十六万五千元」に、同条第三号では、二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行「四十七万円」から「四十八万円」に引き上げるものであります。

この条例は、平成二十八年四月一日から施行しております。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの改正条例ですけれども、最高限度額の引き上げ等々について、現時点で該当する被保険者の対象世帯及び対象人数の試算があれば御報告いただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 高木住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

このたびの税制改正に伴いまして、平成二十七年度の所得額をもとに試算したものでございますが、課税限度額の改正に伴い、世帯数では三十七世帯、被保険者では百三世帯の減となっております。また、税額といたしまして約三百四十五万円の増額となっております。また、軽減算定額の改正に伴う世帯と被保険者の増減についてはございません。よりまして、総額といたしまして、税額では約三百四十五万円の増額となります。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 三月に予算特別委員会でも国保の値上げというような状況の説明の中でこういった議論もしましたが、住民サイドへの説明責任もあるのかと思えますが、その具体的な計画というか、予定はありますでしょうか。

○議長（松永民夫君） 高木住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） 田中議員の御質問にお答え申し上げます。

周知の方法といたしまして、六月号の広報紙に掲載をする予定

でおります。そのほかにつきましては、広報後の住民の方からの御質問もあるかと思いますが、そういった対応に備えたいと思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十、承認第五号 専決処分の承認

について（平成二十七年養老町一般会計補正予算（第七号））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第五号 専

決処分の承認について（平成二十七年養老町一般会計補正予算（第七号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ七千七百八十一万四千円を減額し、予算総額を百十億五千六百六万六千円とするもので、

平成二十八年三月三十一日付で専決処分をしたものであります。

主な補正の内容は、社会保障・税番号制度システム整備事業や乳幼児等医療事業など各事業の事業費の確定に伴うものや、地方譲与税や地方消費税交付金、国・県補助金などの交付額の確定に伴うものがございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、十三ページの歳出から説明させていただきます。

総務費の総務管理費、目財産管理費では、電算及び文書印刷管理費で、電算業務に係る委託料二百四十四万五千円、社会保障・税番号制度システム整備事業で、マイナンバー制度に伴う電算システム改修の委託料一千三百四十二万四千円をそれぞれ減額し、次に目企画費では、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業で、養老改元一三〇〇年祭実行委員会への負担金の額の確定により二百五十万円を減額し、また地方創生加速化交付金が一部不採択となりましたので、養老鉄道活性化事業で財源更正を行いました。

次に、目養老改元一三〇〇年事業基金費では、御寄附をいただいた分を積み立てるため、二万五千円を増額いたしました。

次に、十六ページの公債費の公債費、目利子では、減債基金の繰り入れを取りやめるため、財源更正を行いました。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

八ページの地方譲与税から十ページの地方交付税までにつきましては、それぞれ交付額が確定いたしましたので、その所要額を

補正するものでございます。

次に、国庫支出金の国庫補助金、目総務費国庫補助金では、地方創生加速化交付金について、一部採択が受けられなかった分の百万円を減額いたしました。

次に、寄附金の寄附金、目総務費寄附金では、養老改元一三〇〇年事業寄附金として御寄附をいただきましたので、二万五千円を増額いたしました。

次に、繰入金の基金繰入金では、財政調整基金と減債基金の繰り入れを取りやめるため、それぞれの全額を減額いたしました。

次に、十二ページの繰越金では、財源が不足する額八十万四千元を充てるものでございます。

次に、五ページの「第二表 地方債補正」では、社会資本整備総合交付金事業債で事業費の確定に伴い、限度額を三十万円減額し、補正後の限度額を二十五万円とするものでございます。

以上で総務部関係の補正説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 野村住民福祉部長、補正説明。

○住民福祉部長（野村博治君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補正説明をさせていただきます。

まず、十三ページ、款三民生費、項一社会福祉費、目二老人福祉費では、福祉事業寄附金十六万九千円を老人クラブ育成事業に充当し、財源更正をいたしました。

また、目三福祉医療費では、事業の執行額が確定いたしましたので、乳幼児等医療事業千七百三十一万二千円を減額いたします。次に十四ページ、款四衛生費、項二清掃費、目一塵芥処理費でも同様に事業の執行額が確定いたしましたので、分別回収事業費百七十五万八千円を減額いたしました。

次に、十一ページから歳入について御説明申し上げます。

款十六寄附金、項一寄附金、目三民生費寄附金につきましては、老人福祉事業にと御寄附をいただきました十六万九千円を増額し、老人クラブ育成事業に充当、財源更正するものでございます。以上で住民福祉部関係の補正説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 佐藤産業建設部長、補正説明。

○産業建設部長（佐藤嘉但君） それでは、続きまして、私から産業建設部に関する補正予算の補正説明を申し上げます。

最初に、歳出の説明をさせていただきますが、十三ページでございます。

款二総務費、項一総務管理費、五目財産管理費につきまして、説明欄三行目の公共施設等総合管理計画作成業務につきましては、執行額確定によりまして、委託料において二百四十万円を減額いたしました。

続きまして十四ページ、款六農林水産業費、項一農業費、三目農業振興費では、機構集積協力金交付事業費につきまして、経営転換やリタイアする農業者数等の実績により、農地中間管理機構への農地貸付面積が当初見込みより減少いたしましたので、その補助金において五百三十九万円の減額となりました。

次に、款七商工費、項一商工費、三目観光費につきましては、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の一環であります観光拠点等整備事業において、親孝行のふるさと会館リニューアル事業に対する補助金として、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金九百万円が交付決定されましたので、財源更正を行ったものでございます。続きまして、十五ページでございますが、款八土木費、項二道路橋梁費、二目道路橋梁維持費では、橋梁長寿命化計画事業の財源である社会資本整備総合交付金、国庫補助金でございますが、当初見込み額より減額交付決定となりましたので、財源更正を行

いました。

また、三目道路橋梁新設改良費でございますが、まず説明欄の一行目、道路新設改良費では、道路設計及び測量等の執行額確定により、委託料二百七十万円を減額いたしました。説明欄二行目の県単工事及び関連事業負担金では、地方の負担金が発生しない公共事業への変更等により、県に支出する負担金の当初見込みの減額分として一千二百万円を減額いたしました。三行目の社会資本整備総合交付金事業につきましては、事業計画見直しの実績により、工事請負費四百二十二万円を減額いたしました。また、その財源につきましては、事業費の減額により社会資本整備総合交付金が当初見込み額より減額交付となり、地方債につきましても減額となりましたので、財源更正を行うものでございます。四行目のスマートインターチェンジ建設事業につきましては、関係者協議により事業工程等が延伸となりましたので、これに係る環境及び交通量調査委託並びにNEXCO中日本への工事委託に係る委託料七百二十万円と住居移転等に伴う仮移転費用としての賃借料百七十万円をそれぞれ減額し、委託料において総額八百九十八万円を減額したものでございます。

次に、項四都市計画費、一目都市計画総務費の建築物等耐震化促進事業費補助金につきましては、実績額により補助金二百十五万円を減額したものでございます。

次に、十六ページでございますが、款九消防費、項一消防費、四目水防費の水防管理費におきましては、水害等発生時の水防団の臨時出動はございませんでしたので、不用となったその報酬百二十万円を減額補正したものでございます。

続きまして、十ページの歳入の説明をさせていただきます。

まず、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、四目土木費国庫補

助金の節区分一道路橋梁費補助金でございますが、先ほど歳出の財源更正でも説明申し上げましたが、橋梁長寿命化計画事業及び社会資本整備総合交付金事業に対する補助金の実績額により、社会資本整備総合交付金一千三百二十万六千円を減額いたしました。また、区分二都市計画費補助金につきましても、財源対象である建築物等耐震化促進事業費補助金の実績により補助金百五万円を減額したものでございます。

次に、十一ページ、款十四県支出金、項二県補助金、四目農林水産業費県補助金につきましては、機構集積協力金交付事業の実績額により、同事業に対する補助金五百三十九万一千円を減額補正いたしました。

また、五目商工費県補助金では、先ほど申し上げましたが、親孝行のふるさと会館リニューアル事業に対する補助金として、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金九十万円を増額いたしました。

六目土木費県補助金につきましては、建築物等耐震化促進事業補助金の実績により、補助金五十五万円を減額したものでございます。

次に、十二ページの款二十町債、項一町債、三目土木債につきましては、橋梁長寿命化計画事業及び社会資本整備総合交付金事業に係る実績額の減額に伴い、財源である土木債三十万円を減額したものでございます。

以上で産業建設部に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 川添消防長、補足説明。

○消防長（川添公男君） それでは、私のほうから消防関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

十六ページの款九消防費、項一消防費、二目非常備消防費では、消防団員人件費で、公務災害補償費の額が確定いたしましたので、百五十六万円を減額いたしました。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

十二ページの款十九諸収入、項五雑入、六目雑入では、消防団員公務災害補償費の歳出の減額に伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金からの収入について百五十六万一千円を減額いたしました。

以上で消防本部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 教育委員会事務局長兼教育総務課長 佐藤課長より補足説明をお願いします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤昌子君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

まず、十三ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、目まちづくり整備基金費では、社会教育寄附金の御寄附がありましたので、基金に積み立てるため、二十万円を増額いたしました。

次に、十一ページの歳入について御説明申し上げます。

款十六寄附金、項一寄附金、五目教育費寄附金、四節社会教育費寄附金でございますが、青少年健全育成費として御寄附いただきました二十万円を増額いたしました。

なお、この寄附金は、ひとまずまちづくり整備基金に積み立てた後、平成二十八年度において、備品購入費を補正予算に計上し、その財源に充当したいと考えております。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 十五ページ、土木費関連ですけれども、スマートインター建設事業費八百九十八万円減額ですけれども、内容は、工事の一部におくれが決まったというような説明だったかと思うんですけれども、具体的な内容と、供用開始が二十七年の十二月から三十年六月へと大幅に延期されたわけですから、この工期への影響があるかどうかについてもあわせて御回答いただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） ただいまの岩永議員に対して御回答申し上げます。

工事の内容につきましては、発表している工事の内容と何ら変わりありません。事業計画自体の……。

工事の内容については変更ありませんので、協議会におきまして、事業計画自体の着工に基づきまして、完成の日を決定させていただきます。

この理由につきましては、地元関係につきまして協議、調整が調わなかったということで、事業の計画自体につきましては、当初の予定の内容で行く予定でございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 高木産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事（高木伸一君） 少し補足説明させていただきます。

今回の減額につきましては、先ほど御説明しましたように、関係者協議による事業工程等の延伸のために、環境及び交通量調査委託並びにNEXCO中日本への工事委託に係る委託料、それか

ら住居移転等に伴う仮移転費用、こちらは二十八年度に計上して
いたものを減額したというものでございます。

御質問にありました二十七年十二月の供用予定のものが三十年
六月供用予定に変更になったというものがさらに変わるのかとい
う御質問でしたが、三十年六月に変更になったことよって、二
十八年度予算が執行できなかったものを今回減額したというもの
でございます。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 十三ページの款三民生費の三目福祉医
療費の関係ですが、乳幼児医療費事業の一千七百三十一万二千円
の減額ということですが、当初予算に比べて乳幼児の対象の方た
ちの医療機関にかかる回数がなかったかというふうなことも含め
て、少子化に伴う影響というふうなところでも分析が該当するの
かどうか。また、町の拡充分、あるいは県は就学前まで県単分と
して施策を講じておりますが、その点での一千七百三十一万二千
円の試算、確定金額をお願いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、ただいまの
水谷議員からの御質問に関する答弁でございますが、まず県単部
分の福祉医療費の減額につきましては五百八万四千六百五十円
でございます。町単の部分につきましてはマイナス一千二百八十五
万四千五百六十円でございます。少子化の影響等分析はいたしてお
りませんが、特に少子化に関する減という問題ではなく、毎年の動
向といえますか、はやる病気の大小によりまして、今回減額とい
うものがございます。

私からの説明は以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 乳幼児医療の補助金については、平成
二十五年度が町決算額で五千二十一万八千四百九十六円、また平
成二十六年では五千三百三十八万三千七百七十七円ということ
で、平成二十七年、まだ出納閉鎖されていませんが、ただいま執行額
が確定したということでございますが、平成二十七年における
町の決算額についてお尋ねしたいのと、県単分はあるわけです
で、当然県の補助金ということで、補正額の財源内容の中に入っ
てくると思うんですが、今回、一般財源を減額充当させていま
すが、この辺について、県の補助率、町実績の二分の一の翌年度精
算というふうな理解していいのか、その点についてお尋ねしたい
と思えます。

○議長（松永民夫君） 高橋健康福祉課長、自席で答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） ただいまの水谷議員か
らの御質問に対するお答えでございます。

まず、県単部分につきましては、決算の見込みにつきまして四
千七百八十万四千六百九十六円ということでございます。ただ
し、県の補助は二分の一でございますが、二十七年度、既に歳入
で入っておりますので確定でございます。つきましては、これ以後
の増減につきましては、平成二十八年度の精算ということで予定
をしております。町単の部分の決算見込みにつきましては、六千
七百九十万九千五百九十八円という予定をしております。以上で
ございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 例えばインフルA・B型など、非常に五月の連休までインフルのB型にかかったというふうなお子さんのお母さんから聞くわけですけれども、この乳幼児医療費に關しましては、養老町は、稲葉町政時代に西濃圏域で一番年齢を拡充してきた自治体でしたが、最近におきましては、十八歳未満まで拡充をしているということで、養老町においては義務教育ということですから、やはり現物給付というふうな子育て支援の仕方もあるかと思いますが、動向を見なければいけないわけですから、けれども、せめて今回の減額分が維持できれば、そういう拡充にもつながるのではないかなというふうに考えるわけですが、その点についての見解を求めたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ちよつと確認をさせていただいてよろしいでしょうか。減額について、減額分を例えば十八歳以下までに拡充していくというふうな考えがあるかというふうな意味でしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 水谷議員。

○十三番（水谷久美子君） 今回の単発的な減額では、そういうふうなあれですけれども、この医療費がまた来年度、再来年度、そういうふうな当初予算に比べて一千何百万の減額になった場合が続けば、そういう時点での拡充の考えはあるかどうかを質疑の中でお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 今の水谷議員の質問については、確認の質問でございますので。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） それで、少子化等影響があるというふうな

ことになってくると、やっぱりこれだけ子育て等重要な施策になってきますので、そういうこともやはり考えていく必要があるのかというふうに思います。ただ、現時点では、この一千七百万という金額に対するものと、それから高校十八歳までの医療費の点というふうな金額との差に相当な開きもございまして、現時点ではそのようなことは考えておりません。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） ちよつと二点について質問いたしたいと思っております。

まず歳入の関係ですが、九ページの款六地方消費税交付金の関係ですが、節の一と二で分けて、大変大きな金額が入と出に分かれております。一般的常識には、消費税そのものは目的税ということで社会保障に使うわけですが、この節一と二の、ちよつとわかりにくいというか、住民サイドにわかりやすい説明を求めたいと思っております、こっただけ数字が動いたという原因の二点。

それからもう一つ質問したいのは、歳入の関係ですが、十三ページの財産管理費の公共施設等総合管理計画作成業務、これも町長の施政方針にもございましたように、平成二十七年と二十八年度にわたって計画を進めていくと。その中に、多角的に検証というふうなことで、いろいろやり方があるかと思っております、対象施設はどれほどあって、調査評価、そういった項目数はどのようになっているか、調べておると。それから、まとまって公表の時期というか、そういう予定は見通しが立っているのか、またこれからということ、答弁のできる範囲でよろしいので、お願いします。

○議長（松永民夫君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

地方消費税交付金でございますが、節が二つに分かれているが、わかりにくいのでというところでございますが、まず一節の地方消費税交付金につきましては、従来からあるものでございます。それから、二節の社会保障財源交付金につきましては、こちらにつきましても、消費税が五%から八%に引き上げられたときに創設をされたものでございます。地方消費税交付金については一般財源ではございますが、そのうち社会保障財源交付金につきましては消費税率の引き上げ分になりますので、社会保障四経費、年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策経費及び社会福祉、社会保障、保健衛生に関する施策の経費に充てるものとされております。

また、金額の増減が大きいということでございますが、県からの交付金関係につきましては、毎年一月ぐらいに翌年度の見込みが示されますので、その額をもとにいたしまして当初予算を計上しております。乖離がかなりあるということでございますが、県からの数字もあくまでも見込み額ということもございまして、また地方消費税交付金については、いわゆる一節の分ですが、従来分と社会保障財源交付金分の精算見込みが当初予算計上時では正確に見込めなかったというところから、片方で減額、片方で増額ということになっていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） ただいまの田中議員についてお答えします。

養老町の公共施設等総合管理計画というのを二十七年、二十八

年で策定を行っているわけなんですけれども、二十七年度につきましては、公有財産台帳の整理、それからカルテ、それをどうしていくかという白書の方針などの成果を得ております。二十八年度につきましては、その後の一つずつの施設のマネジメントと、それから個別計画ということになってきます。

先ほどありました施設の数という御質問なんですけれども、公共施設といいますが、公共財産、土地と、そして大きく分けました公共施設というふうに分かれるかと思えます。もともと公共財産、土地につきましてももちろん数字はあるわけなんですけれども、報告書の現段階では約一万一千、それから施設につきましては二百八十二という数字が今上がっております。

施設につきましては、当然庁舎とか集会場とか、いろいろながあるわけなんですけれども、その後の白書といいますか、住民との説明というような御質問につきましては、建物等の老朽化とか耐震性能、バリアフリー等いろいろな調査項目をまとめまして、一つずつの施設のカルテをつくった後にマネジメントといいますが、その施設をどうしていくかと。今後、将来のコストを考えながら計画を立てていくということで、施設の関係者とか、住民なんかに説明をしながら一つずつ整理していくことになりま。発表時期につきましては、二十八年度に作業を終えたいということ、これから契約をする予定でございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十一、承認第六号 専決処分

承認について（平成二十七年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第四号））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第六号 専

決処分承認について（平成二十七年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第四号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ四千二百十三万円を追加し、予算総額を四十三億八千四百七十五万七千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、医療費の増加による保険給付費の増額措置のほか、不足する財源に充てるため、基金繰入金を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 高木住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） それでは、補足説明を

させていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明を申し上げます。

保険給付費につきましては、医療費の見込みを上回る大幅な増加により、年度内における総支払額に不足が生じました療養諸費の目一般被保険者療養給付費で四千二百十三万円を増額いたしました。

また、目一般被保険者療養費及び高額療養費、目一般被保険者高額療養費では、前期高齢者交付金及び基金繰入金の補正により財源更正を行うものです。

次に、保険給付費の高額療養費、目一般被保険者高額介護合算療養費及び後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金等、目後期高齢者支援金並びに八ページの前期高齢者納付金等の前期高齢者納付金等、目前期高齢者納付金では、基金繰入金の補正により財源更正を行うものです。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

前期高齢者交付金の確定による交付金の減額に伴い、前期高齢者交付金の前期高齢者交付金、目前期高齢者交付金で四千三百八十七万円を減額いたしました。

次に、繰入金の基金繰入金、目基金繰入金では、不足する財源に充てるため八千六百万円を計上いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十二、議案第四十四号 平成二

十八年度養老町一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十四号

平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ二千六百万円を増額し、予算総額を百八億三千百万円とするものでございます。

今回の補正につきましましては、ことしの第一回定例会において議決をいただきましたまた養北認定こども園（仮称）整備計画の変更に伴う債務負担行為につきまして予算計上するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分に御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 松岡子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから

平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第一号）につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、八ページの歳出のところをごらんください。

款三民生費、項二児童福祉費、一目児童福祉総務費では、養北認定こども園（仮称）及び養北ことばの教室（仮称）建設工事実施設計業務委託料として一千百万円、養北認定こども園（仮称）建設予定地第二期造成工事費として一千五百万円を計上いたしました。

次に、戻っていただきました七ページでございますが、歳入について御説明申し上げます。

款十八繰越金、項一繰越金、一目繰越金で、財源調整のため七百九十万円を増額いたしました。

款二十町債、項一町債、一目民生債では、認定こども園整備事業の財源として、認定こども園整備事業債一千八百万円を増額いたしました。

なお、このことにつきましては、戻っていただきました四ページの「第二表 地方債補正」の中で追加いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十三、議案第四十五号 平成二

十八年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十五号

平成二十八年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ四千三百万円を減額し、予算総額を四十三億一千二百五十万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、前年度の基金繰り入れに伴う基金繰入金の減額措置のほか、国民健康保険税の徴収率の見直しによる国民健康保険税の見込み額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 高木住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明を申し上げます。

保険給付費の療養諸費、目一般被保険者療養給付費及び目一般被保険者療養費、高額療養費、目一般被保険者高額療養費及び目

一般被保険者高額介護合算療養費、後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金等、目後期高齢者支援金、また八ページの前期高齢者納付金等の前期高齢者納付金等、目前期高齢者納付金では、基金繰入金の補正によりまして、財源更正を行うものです。

予備費、目予備費につきましては、これまでの充用状況を勘案し、四千三百万円を減額いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

国民健康保険税の徴収率を見直し、国民健康保険税の国民健康保険税、目一般被保険者国民健康保険税で一千五百万円を増額いたしました。

また、前年度の基金繰り入れに伴い、繰入金の基金繰入金、目基金繰入金では、五千八百万円を減額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 歳入の関係ですが、徴収率を見直して一千五百万円の補正増にしたということですが、何%の徴収率に見直したのか。また、そのパーセントの根拠となるものは何なのかについて、まずお答えいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 高木住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） 水谷議員の御質問にお答え申し上げます。

当初の予算では、過去二年の平均徴収率九二・七%で徴収を見込んでおりましたが、今回、一%増の九三・七%で計上いたして

おります。この理由につきましても、現在、二十七年度で財源不足が生じ、国保財政が非常に厳しい状態であり、また平成三十年度の制度改正に伴いまして、県に納めることとなる納付金等の算定に徴収率が非常に大きく影響してくることから、西南濃管内の平均徴収率を用いまして九三・七％を目標数値といたしまして計上いたしました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 九三・七％というのは、当町にとっての徴収率で現状から大変努力が必要だと思っておりますが、過去二年間の九二・七％で新年度予算をはじめということですが、ここ五年間、また今まで養老町の国保財源の国保税の一番高い徴収率、もし把握しておられればお答えいただきたいというふうに思います。

また、例えば財源不足がこれから生じた場合、法定内での一般会計の繰り入れ以外に法定外でも一般会計から充当する考えはあるのか、その点については法的に抑制といたしますか、ペナルティーがあるのか、その点についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 住民人権課長、自席で答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） それでは、御質問にお答えいたします。

過去の最高徴収率につきましては、手持ちに資料がございますので、後ほど御報告をさせていただきます。

あと、法定外の繰り入れにつきましてはペナルティーにつきましては、特別ございません。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、補足答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほどの水谷議員の一般会計からの繰り入れの考えということでございますけれども、現時点においては、やはり特別会計は特別会計の中で処理をすべきだというふうに考えておりますけれども、よほどの特段の理由があれば、やはり住民の皆様等の御理解を得ながら、一般会計から繰り入れることもある得ると思っておりますけれども、現時点の金額ではちよつと繰り入れるつもりはございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 特別会計においては、町長が補足説明で言われるとおりですけれども、当町の特別会計を見ても、例えば食肉事業センター及び各企業会計においても法定外での一般会計からの繰り入れをしているわけですので、完全否定ではありませんでしたので、今後、本当にこれ以上払いたくても払えないと、病院に行きたくても保険税が未払いで行けないというような命にかかわる事業会計でありますので、その辺は十分に柔軟な対応をお願いしたいのと、それから、徴収率九三・七％という目標があるわけですので、担当課以外でも連携をしながら徴収努力をさらにお願したいということをお願いしておきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） 先ほど平成二十七年度で補正がかかった理由については、医療費の高騰といいますが、増額という理由でしたが、今回、平成二十八年度の補正をかけて基金の減額をされているわけですが、これによって、予備費が二百万という

ような、全体会計からいったら非常識的な数字で何とかスタートしようというような形が見られるわけですが、これは実際的には平成二十八年度も医療費の増加によって、この会計では基金の繰り入れを行わないととても成り立たないという状況になるというのは、現状でも明らかじゃないかというふうに思いますが、その辺の見解について、町長からの御回答をいただきたいというふうに思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 林議員の御質問にお答えしたいと思います。

現状では、林議員のおっしゃるとおりでございます。非常に危機的な状況という言葉を最近使っておりますけれども、国民健康保険に関してはそういった状況でございます。私もどの会合に行っても、高齢者の多い方、特にですけれども、こういうような現状についてはお話をさせていただき、健康に留意していただくための他の施策等についても説明をさせていただいたりもしております。また、徴収率を上げるために、本年度、推進員を置き、推進室をつくりましたけれども、目に見えて大きな成果が上がっているというふうには理解はしておりません。ですので、今年度、なお一層、新年度早々に徴収のあり方等について、もう一歩も二歩も進めるように今手を打っているところでございまして、何とか本年度、税の中で進めていくようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、これより採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は十一時十五分といたします。

（午前十一時〇一分 休憩）

（午前十一時十五分 再開）

○副議長（三田正敏君） それでは、休憩を解き、再開いたします。

○副議長（三田正敏君） ただいま休憩中に松永民議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（三田正敏君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いいたします。

〔追加議案配付〕

○副議長（三田正敏君） それでは、追加日程第一、許可第二号
議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって、十番 松永民夫君の退
場を求めます。

〔議長 松永民夫君 退場〕

○副議長（三田正敏君） お諮りします。

議長の辞職について、これを許可することに御異議ありません
か。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（三田正敏君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職については、これを許可することに決定し
ました。

〔十番 松永民夫君 入場〕

○副議長（三田正敏君） ここで、辞職されました松永民夫君の御
挨拶をお願いいたします。

○十番（松永民夫君） 前議長の残任期間二カ月余りでございまし
たが、無事、議長の職を務めることができました。これもひとえ
に議員の皆様はもとより、町長初め執行の皆様のお指導、御支援
のおかげと心より感謝をいたしております。ありがとうございます。
す。

さて、養老町は、一年後に養老改元一三〇〇年祭を控え、本祭
の概要も発表されました。新生まちづくり構想の実現、また食肉
基幹市場の誘致など大きな課題が山積しております。町民の皆様
の声を真摯に受けとめ、町政に反映していくのが私たち議員の責
務であります。地方自治は、首長と議員を別々に選ぶ二元代表制
であります。地域の多様な民意を反映させ、首長と議員の緊張関
係を保ち、研さんしていかなければなりません。

最後になりますが、慶応大学の教授で元総務大臣、鳥取県知事
も務められました片山善博先生のコラムの一節を紹介させていた
だき、私の挨拶といたします。

ほとんどの自治体では、首長の出した予算案などの議案をその
まま通しているのが現状であります。それが自分たちの役目だと
思い込んでいる議員も多いが、原案が何も変わらないのなら、議
会などなくても同じことだ。そうではなく、住民の意向を踏まえ、
議案を是々非々でチェックし、必要ならば修正し、場合によって
は否決することだってある。こんな気概と力量を持つ議員でなけ
ればならない。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（三田正敏君） ありがとうございました。

○副議長（三田正敏君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠
員となりました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更し、議長選挙についてを先議いたした
いと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（三田正敏君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しま
した。

本日の日程の順次繰り下げをお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後ほどお知らせいたします。

（午前十一時 二十分 休憩）

（午前十一時 二十七分 再開）

○副議長（三田正敏君） それでは、休憩を解き、再開いたします。

○副議長（三田正敏君） 追加日程第二、選挙第二号 議長選挙についてを議題といたします。
お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三田正敏君） 十一番 林議員。

○十一番（林 輝見君） 投票による選挙を行っていただきたいと思いません。

○副議長（三田正敏君） ただいま林議員より投票による選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（三田正敏君） ただいまの出席議員数は十三名です。
次に立会人を指名いたします。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に北倉義博君、岩永義仁君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（三田正敏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「ありません」の声あり〕

○副議長（三田正敏君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（三田正敏君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。
一番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（三田正敏君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（三田正敏君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。
それでは、開票を行います。

北倉義博君、岩永義仁君の開票立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（三田正敏君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数十三票、有効投票八票、無効投票五票。

有効投票のうち、吉田太郎君八票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は四票です。したがって、吉田太郎君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（三田正敏君） ただいま議長に当選されました吉田太郎君が議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選されました吉田太郎新議長より御挨拶をお願いいたします。

○新議長（吉田太郎君） ただいま議長に選出されました吉田太郎です。身の引き締まる思いです。議員各位の御協力を賜り、全力で職務を果たしていきたいと思っております。よろしくお願いします。
四月に発生しました熊本地震を初め、各地で地震が発生しています。こうした中、養老町の山脈には養老断層があります。災害がいつ発生するかわかりません。そんな状態を我々議員として

も一生懸命頑張っています。

また、二〇一七年には、養老改元一三〇〇年という記念すべき年を迎えます。ことしはその年です。町民にとって一番大事な年です。町民一体となり、夢のある協働のまちづくりを進め、最も重要な年であるとも考えています。

大橋町長を初め、町職員の皆さんには、どうぞ一年間、よろしく願います。

議員各位との連携をとり、安心・安全で暮らせる、町民に信頼される議会を目指し進めていきたいと思えます。議員の皆様には、温かい御支援、御協力と御指導を賜りますようお願い申し上げます。新議長としての挨拶にかえします。よろしく願います。

(拍手)

○副議長(三田正敏君) ありがとうございます。

それでは、吉田太郎新議長、議長席にお着き願います。

[新議長 議長席に着席]

○議長(吉田太郎君) 就任早々ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開時間は後でお知らせします。

(午前十一時三十九分 休憩)

(午前十一時四十八分 再開)

○議長(吉田太郎君) 休憩を解き、再開します。

○議長(吉田太郎君) ただいま休憩中に三田正敏副議長から副議長

長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更し、副議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉田太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本日の日程を変更し、先議することに決定しました。議案等の配付をお願いします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いいたします。

[追加議案配付]

○議長(吉田太郎君) それでは、追加日程第三、許可第三号 副

議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定によつて、五番 三田正敏君の退場を求めます。

[副議長 三田正敏君 退場]

○議長(吉田太郎君) お諮りします。

副議長の辞職について、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉田太郎君) 異議なしと認めます。

よつて、副議長の辞職について、これを許可することに決定いたしました。

[五番 三田正敏君 入場]

○議長(吉田太郎君) ここで、辞職されました三田正敏君の御挨拶をお願いします。

○五番(三田正敏君) 皆様にならうど一年前のきょう、御推挙い

ただき、養老町議会、はえあるすばらしい議会の副議長という大役を仰せつかって一年間、本当に皆様の御指導によりきょうまで無事過ごさせていただきました。

中には、議員倫理条例によつて、初めて条例によつて事が運ん

だという事故といえますか、事件といえますか、ありました。私も議員倫理条例をつくった一人として、本当に自分の身に反省をさせられる思いでございました。けれども、これからは、この倫理条例によって、議員の資質がはるかに高く、またすばらしい公明正大な心を持って、養老町議会として養老町執行のほうと二元代表制をもって、養老町がますます発展することを願って、最後の感謝のお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（吉田太郎君） ありがとうございます。

○議長（吉田太郎君） ただいま副議長辞職の許可により副議長が欠員となりました。お諮りします。

本日の日程の順序を変更し、副議長選挙について先議いたしましたと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定いたしました。

本日の日程の順次繰り下げをお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） それでは、追加日程第四、選挙第三号副議長選挙についてを議題といたします。お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十二番 青山貞一議員。

○十二番（青山貞一君） 投票による選挙をお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） ただいま青山議員より投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉田太郎君） ただいまの出席議員数は十三名です。次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に長澤龍夫君、大橋三男君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉田太郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（吉田太郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（吉田太郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

長澤龍夫君、大橋三男君、開票を行いますので、開票の立ち会

いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（吉田太郎君） 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十一票、無効投票二票です。

有効投票のうち、田中敏弘君十一票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は四票です。したがって、田中敏弘君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（吉田太郎君） ただいま副議長に当選されました田中敏弘君が議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選されました田中敏弘新副議長より御挨拶をお願いします。

○新副議長（田中敏弘君） ただいまは、歴史と伝統に培われた養老町議会副議長の指名をいただき、重責を担うことになりました。この使命と職責の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

さて、一般論として、現在、全国どの地方自治体においても人口減少、少子・高齢化社会、社会保障費の増大、またアベノミクスの新たな三本の矢の効果も思わしくなく、依然として景気も低迷状況の中、それぞれ市町の取り巻く状況はますます厳しさを増しております。持続的で活力ある社会を構築していくため、政策の大きな転換が求められています。我が町においても、養老改元一三〇〇年本祭まで十カ月余りとなり、本年度、プレイベントもめじろ押しであります。さらに、昨年十月策定の町人口ビジョンときずなを大切にすまちなまち養老創生総合戦略、また町第五次総合

計画、いわゆるきずなプランの後期基本計画や新生養老まちづくり構想、そして食肉事業センター新施設の建設等々、真に町民のためになる事業展開を目指し、具現化に向けて慎重に精査して実施し、明るく、豊かで、住みよい活力ある郷土養老の未来を築いていかねばなりません。

二元代表制の一翼を担う我々町議会としては、一丸となって、町民の皆様の意思を反映した議事機関へと原点回帰を図り、充実した議会活動を通じて、その存在意義を示す必要があります。そのためには、まず議会本来の役割として、執行部の取り組みを町民目線に立って厳格にチェックする監視機能や政策立案機能の強化が重要と考えています。そして、議会制民主主義の本旨にのっとり、常に公正・公平な立場で信頼され、期待され、そして開かれた議会運営に努めてまいりる所存でございます。

ことはさる年でありまして、私年男でございます。「見ざる、言わざる、聞かざる」のことわざがありますが、私は「見るさる、言うさる、聞くさる」の真逆の信念で万事対応していきたいと、そのように思っております。

結びになりまして、議員各位はもとより、町長初め、執行側各位の格別な御支援、協力をお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（吉田太郎君） 副議長の挨拶が終わりました。

これより暫時休憩いたします。
再開は午後一時よりいたします。

（午後〇時 〇五分 休憩）

（午後〇時五十八分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

ここで、高木住民人権課長より、水谷議員の質問に対する回答

の申し出がありました。許可をします。

高木住民人権課長。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） 水谷議員から御質問がありました国民健康保険税の過去五年における一番高い収納率につきましてお答えいたします。

一番高い収納率は、平成二十六年年度の九三・二％でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第十四、選任第二号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会には、岩永義仁君、大橋三男君、私吉田太郎、野村永一君、松永民夫君、林輝見君、青山貞一君、以上の七名を指名します。

また、産業建設委員会には、北倉義博君、長澤龍夫君、三田正敏君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上の六名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選

をお願いいたします。

総務民生委員会は四階南委員会室にて、産業建設委員会は四階北委員会室においてお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

（午後一時 〇一分 休憩）

（午後一時二十四分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果について委員長報告を求めます。

最初に、総務民生委員会委員長 大橋三男君。

○総務民生委員長（大橋三男君） 総務民生委員会の報告を行います。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに総務民生委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選でございます。

協議の結果、委員長には不肖私大橋三男が指名推選により、副委員長には岩永義仁委員が指名推選により選任をされました。

私は、もとより微力でございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営と協働の推進を図りながら、少子・高齢化対策や災害対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりやさらなる福祉事業の推進など、当委員会としての役割を果たす所存でございます。どうぞよろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 次に、産業建設委員会委員長 長澤龍夫君。

○産業建設委員長（長澤龍夫君） 産業建設委員会の報告をいたし

ます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもと産業建設委員会を開催いたしました。

協議の結果、委員長には不肖私長澤龍夫が指名推選により、副委員長には北倉義博委員が指名推選により選任されました。

このたび、委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、委員諸氏の協力のもと、安全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくりのため、都市生活基盤の強化・充実や企業誘致の推進、さらに道路体系の整備に全力で努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、産業建設委員会報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第十五、選任第三号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、岩永義仁君、早崎百合子君、松永民夫君、林輝見君、青山貞一君、以上五名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名をいたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任

することに決定しました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第十六、選任第四号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、北倉義博君、大橋三男君、三田正敏君、早崎百合子君、林輝見君、水谷久美子君、以上六名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第十七、選任第五号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、岩永義仁君、長澤龍夫君、三田正敏君、早崎百合子君、田中敏弘君、以上五名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第十八、選任第六号 養老鉄道存

続特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、養老鉄道存続特別委員会委員には、北倉義博君、岩永義仁君、長澤龍夫君、大橋三男君、三田正敏君、私吉田太郎、早崎百合子君、田中敏弘君、松永民夫君、林輝見君、青山貞一君、水谷久美子君、以上十二名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、養老鉄道存続特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、養老鉄道存続特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は後でお知らせします。

（午後一時三十三分 休憩）

（午後二時 十二分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に、議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 林輝見君。

○議会運営委員長（林 輝見君） ただいまの休憩中に、委員全員

出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私林輝見が指名推選により、副委員長には岩永義仁委員が指名推選により選任されました。

私は、みずからの浅学非才を省みまして、責任の重さを痛感いたしました。皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に鋭意努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほど、お願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 次に、議会改革特別委員会委員長 三田正敏君。

○議会改革特別委員長（三田正敏君） 議会改革特別委員会の報告

をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもと議会改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私三田正敏が指名推選により、副委員長には早崎百合子委員が指名推選により選任されました。

議会が町の二元代表制の一翼として、政策立案や政策提言を積極的に行い、また町民の皆様の負託に応え得る、町民により身近

な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿について、さらに調査・研究を行うなど鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます、以上、議会改革特別委員会の報告といたします。ありがとうございます。

○議長（吉田太郎君） 次に、議会だより編集特別委員会委員長 早崎百合子君。

○議会だより編集特別委員長（早崎百合子君） 議会だより編集特別委員会の報告をさせていただきます。 議会だより編集特別委員会の報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会だより編集特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私早崎百合子が指名推選により、副委員長には三田正敏委員が指名推選により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、町民の皆様に議会がより身近で親しまれるよう、住民目線に立った、わかりやすく、読みやすい紙面づくりに努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 次に、養老鉄道存続特別委員会委員長 松永民夫君。

○養老鉄道存続特別委員長（松永民夫君） ただいまの休憩中に、全委員出席のもとに養老鉄道存続特別委員会を開催いたしました。協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私松永民夫が指名推選により、副委員長には大橋三男委員が指名推選により選任されました。

議会が本町にとってなくてはならない養老鉄道の存続ということでございますが、養老鉄道は、存続が決定をされております。

県や沿線市町の議会とともに連携を図りながら、今後想定されるさまざまな課題に対する調査・研究を行うとともに、新たな費用負担が発生する場合には、執行機関への監視機能を十分に発揮しながら、町民の皆様への説明責任を果たせるよう鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願いいたします。 以上、養老鉄道存続特別委員会の報告といたします。ありがとうございます。

○議長（吉田太郎君）

各委員長の報告が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に日程第十九、同意第二号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、十番 松永民夫君の退場を求めます。

〔十番 松永民夫君 退場〕

○議長（吉田太郎君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第二号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

現監査委員 田中敏弘氏の辞任に伴い、地方自治法第九十六条第一項の規定により、養老町大場六十四番地、松永民夫氏を後任の監査委員として選任するため、同意を求めるものでございます。

以上で同意第二号 監査委員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よつて、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
松永民夫君の入場をお願いします。

〔十番 松永民夫君 入場〕

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

次の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議
会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思ひます。これに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よつて、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事
務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しま
した。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成二十八年第一回養老町議会臨時会を閉会します。

（閉会時間 午後二時二十三分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十八年五月十七日

議長 松永民夫

新議長 吉田太郎

副議長 三田正敏

議員 長澤龍夫

議員 大橋三男